

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令参照条文

目次

- 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（抄）……………1
- 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則（抄）……………1
- 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則（抄）……………3
- 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）附則（抄）……………3
- 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第二百二十号）……………4

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（抄）

第六十五条（略）

② 前項ノ場合ニ於テ増加恩給ヲ受クル者ニ妻又ハ扶養家族アルトキハ妻ニ付テハ十九万三千二百円ニ調整改定率（恩給改定率（第六十六条第一項ノ規定ニ依リ設定シ同条第二項乃至第五項ノ規定ニ依リ改定シタル率ヲ謂フ以下同ジ）ヲ謂フ但シ恩給改定率ガ一ヲ下ル場合ハ之ヲ一トス以下同ジ）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス）扶養家族ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付テ七万二千円（増加恩給ヲ受クル者ニ妻ナキトキハ其ノ中一人ニ付テハ十三万二千円）ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス）其ノ他ノ扶養家族ニ付テハ一人ニ付テ三万六千円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス）ヲ増加恩給ノ年額ニ加給ス

③ ⑥（略）

第六十六条 平成十九年度ニ於ケル恩給改定率ハ〇・九六七トス

② 恩給改定率ニ付テハ毎年度当該年度ノ国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第二十七条ニ規定スル改定率（同法第二十七条ノ三又ハ第二十七条ノ五ノ規定ニ依リ改定シタルモノニ限ル以下国民年金改定率ト称ス）ヲ平成十九年度（此ノ条ノ規定ニ依ル恩給改定率ヲ引上グル改定ガ行ハレタルトキハ直近ノ当該改定ガ行ハレタル年度）ノ国民年金改定率ヲ以テ除シテ得タル率（当該率ガ一ヲ下ル場合ハ之ヲ一トス）ヲ基準トシテ改定シ当該年度ノ四月以降ノ恩給ニ付テ之ヲ適用ス

③ 前年度ノ恩給改定率ガ一ヲ下ル場合デ且当該年度ノ国民年金改定率ガ国民年金法第二十七条ノ五ノ規定ニ依リ改定シタルモノナルトキニ於ケル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ前年度ノ国民年金改定率ヲ同法第二十七条ノ三ノ規定ニ依リ改定シタル率ヲ当該年度ノ国民年金改定率ト看做ス但シ此ノ項及前項ノ規定ニ依リ改定シタル恩給改定率ガ一ヲ超ユルコトトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

④ 前二項ノ規定ニ依ル恩給改定率ノ改定ノ措置ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

⑤ 第三項但書ノ規定ノ適用アル場合ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ改定シタル恩給改定率ガ一ヲ下ルコトトナルトキハ同項及第三項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ一トス

○ 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号）附則（抄）

（長期在職者等の恩給年額についての特例）

第八条 普通恩給又は扶助料で、次の表の上欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの平成十九年四月

分以降の年額がそれぞれ同表の上欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、当該下欄に掲げる額をもつてその年額とする。

普通恩給又は扶助料	六十五歳以上の者に給する普通恩給	普通恩給又は扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金 額
		普通恩給についての最短恩給年限以上	一、一三二、七〇〇円に調整改定率（恩給法第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
普通恩給又は扶助料	六十五歳以上の者に給する普通恩給	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未滿	八四九、五〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
		六年以上九年未滿	六七九、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
普通恩給又は扶助料	六十五歳未滿の者に給する普通恩給（増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く。）	六年未滿	五六八、四〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
		九年以上	八四九、五〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
扶助料	六十五歳未滿の者で増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を受ける者に給する普通恩給	六年以上九年未滿	六七九、六〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
		六年未滿	五六八、四〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
扶助料	普通恩給についての最短恩給年限以上	九年以上普通恩給についての最短恩給年限未滿	七九二、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
		六年以上九年未滿	五九四、〇〇〇円に調整改定率を乗じて得た額
		四年以上九年未滿	四七五、二〇〇円に調整改定率を乗じて得た額

	六年未満	
備考	この表の下欄に掲げる額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。	四〇四、八〇〇円に調整改定率を乗じて得た額

2 3 4 (略)

○ 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則（抄）

（傷病者遺族特別年金）

第十五条（略）

- 2 傷病者遺族特別年金の年額は、四十万四千八百円（第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係るものにあつては、三十万三千六百円）に調整改定率（恩給法第六十五条第二項に規定する調整改定率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）とする。
- 3 (略)
- 4 傷病者遺族特別年金を受ける者については、その年額に十五万二千八百円（厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあっては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）を加えるものとする。
- 5 3 8 (略)

○ 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）附則（抄）

（恩給年額に関する経過措置）

第四条（略）

- 2 (略)
- 3 平成十九年十月分から平成二十三年九月分までの扶助料の年額に関する新昭和四十一年改正法附則第八条第一項の規定の適用については、同項の表扶助料の項中「四〇四、八〇〇円」とあるのは、平成十九年十月分から平成二十年九月分までにあつては「四〇一、〇〇〇円」と、平成二十年十月分から平成二十三年九月分までにあつては「四〇一、〇〇〇円以上四〇四、八〇〇円以下の範囲内で政令で定める額」とする。

4 平成十九年十月分から平成二十三年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する新昭和五十一年改正法附則第十五条第四項の規定の適用については、同項中「十五万二千八百円（厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から十五万二千八百円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を十五万二千八百円に加算した額）」とあるのは、平成十九年十月分から平成二十年九月分までにあつては「十万九千七百五十円」と、平成二十年十月分から平成二十三年九月分までにあつては「十万九千七百五十円以上十五万二千八百円（厚生年金加算額が十五万二千八百円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額以下の範囲内で政令で定める額）」とする。

○ 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第二百一十号）

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）附則第四条第三項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十号）附則第八条第一項及び恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十年度における恩給改定率）

第一条 平成二十年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、〇・九六七とする。

（平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの扶助料等の年額）

第二条 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第三項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十号）附則第八条第一項の表扶助料の項に規定する政令で定める額は、平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの扶助料の年額にあつては、四〇二、〇〇〇円とする。

2 平成十九年改正法附則第四条第四項の規定により読み替えられた恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、平成二十年十月分から平成二十一年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額にあつては、十二万五百五十円とする。

附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。